

政令第 号

資産の流動化に関する法律施行令（案）

内閣は、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律施行令（平成十年政令第百七十九号）の全部を改正するこの政令を制定する。

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 特定目的会社制度（第二条・第二十五条）

第三章 特定目的信託制度（第二十六条・第五十五条）

第四章 雑則（第五十六条）

附則

第一章 総則

（定義）

第一条 この政令において「特定資産」、「特定目的会社」、「特定社債」、「特定目的信託」又は「受託信託会社等」とは、それぞれ資産の流動化に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する特定資産、特定目的会社、特定社債、特定目的信託又は受託信託会社等をいう。

第二章 特定目的会社制度

（法第三条第二項第三号等に規定する政令で定める使用人）

第二条 法第三条第二項第三号（法第十一条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十六条第五号（法第八十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める使用人は、営業所の業務を統括する者その他これに準ずる者として総理府令で定めるものとする。

（資産流動化計画の計画期間）

第三条 法第五条第二項に規定する政令で定める特定資産の区分は、次の各号に掲げる区分とし、同項に規定する政令で定める期間は、当該区分に応じ当該各号に定める期間とする。

- 一 次に掲げる特定資産 二十年
- イ 動産（有価証券を除く。）

ロ イに掲げるもののみを信託する信託の受益権

二 次に掲げる特定資産 二十五年

イ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権又は育成者権（これらの権利を利用する権利を含む。）

ロ イに掲げるもののみを信託する信託の受益権又はイに掲げるもの及び前号イに掲げるもののみを信託する信託の受益権

三 前二号に掲げる特定資産以外の特定資産 五十年

（優先出資申込証に記載する特定資産の価格を調査する者）

第四条 法第三十八条第二項第九号に規定する特定目的会社以外の者であつて政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 弁護士であつて次に掲げる者以外のもの

イ 当該特定目的会社の役員又は使用人

ロ 法第三十八条第二項第九号の規定により鑑定評価を行う者

ハ 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

二 公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第十六条の二第三項に規定する外国公認会計士を含む。以下この号において同じ。）又は監査法人であつて、次に掲げる者以外のもの

イ 公認会計士にあつては、次に掲げる者

(1) 当該特定目的会社の役員又は使用人

(2) 法第三十八条第二項第九号の規定により鑑定評価を行う者

ロ 監査法人にあつては、その社員のうちにイ(1)又は(2)に掲げる者があるもの

ハ 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

三 弁理士であつて次に掲げる者以外のもの（特定資産が特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権（これらを利用する権利を含む。）又はこれらのみを信託する信託の受益権の場合に限る。）

イ 当該特定目的会社の役員又は使用人

ロ 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

四 不動産鑑定士であつて次に掲げる者以外のもの（特定資産が不動産（土地若しくは建物又はこれらに

関する所有権以外の権利をいう。以下この号において同じ。）及び不動産のみを信託する信託の受益権の場合に限る。）

イ 当該特定目的会社の役員又は使用人

ロ 法第三十八条第二項第九号の規定により鑑定評価を行う者

ハ 不動産の鑑定評価を行うことを禁止する処分を受け、その禁止の期間を経過しない者

五 特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号）第十二条第一項に規定する指定調査機関であつて次に掲げる者以外のもの（特定資産が同法第二条第二項に規定する特定債権等又は当該特定債権等のみを信託する信託の受益権の場合に限る。）

イ 理事のうち当該特定目的会社の役員又は使用人があるもの

ロ 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

六 前各号に掲げるもののほか、特定資産の評価に関し専門的知識を有する者として総理府令で定めるものの

（優先出資の消却について準用する商法の規定の読替え）

第五条 法第四十八条の二の規定において優先出資の消却について商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十五条第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百十五条第一項	株券及端株券	優先出資証券及単位未満優先出資証券
	株主及株主名簿	優先出資社員及優先出資社員名簿

2 法第四十八条の二の規定において法第一百十九条の規定による手続を経て行う場合以外の優先出資の消却について商法第二百七十七条第二項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百七十七条第二項	前項ニ於テ準用スル第二百五条第一項	資産の流動化に関する法律第四十八条の二ニ於テ準用スル第二百十五条第一項
	前条第二項ニ於テ準用スル第百条	資産の流動化に関する法律第百十八条の八第二項ニ於テ準用スル第二百七十六条第二

	項又八資産の流動化に関する法律第百十八 条の九第三項ニ於テ準用スル第百条
--	---

(単位未満優先出資について準用する商法の規定の読替え)

第六条 法第四十八条の五の規定において単位未満優先出資証券について商法第二百三十条ノ三の規定を準用する場合における当該規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百三十条ノ三第一項	端株原簿	単位未満優先出資原簿
	端株主	単位未満優先出資社員
	第二百三十条ノ八ノ二第一項	資産の流動化に関する法律第四十八条の五 ニ於テ準用スル第二百三十条ノ八ノ二第一 項
第二百三十条ノ三第三項	端株ノ一株ニ対スル割合	単位未満優先出資ノ優先出資一口ニ対スル

第二号	第二百三十条ノ三第四項	端株原簿	割合
	額面無額面ノ別、種類、一株 二対スル割合	種類、優先出資一口二対スル割合	
第二百三十条ノ三第五項 において準用する第二百 五条第一項	株式	単位未満優先出資	

2

法第四十八条の五の規定において単位未満優先出資社員について商法第二百三十条ノ七及び第二百三十条ノ八の規定を準用する場合におけるこれらの規定（これらの規定において準用する同法の規定を含む）

（）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百三十条ノ七第一項	端株原簿	単位未満優先出資原簿
第二百三十条ノ七第三項	端株券	単位未満優先出資証券

第二百三十条ノ八第一項	端株原簿	単位未満優先出資原簿
端株ト	単位未満優先出資ト	
一株	優先出資一口	
端株ヲ	単位未満優先出資ヲ	
端株券	単位未満優先出資証券	
株主	優先出資社員	
第二百三十条ノ八第二項	端株券	単位未満優先出資証券
一株	一株	優先出資一口
株主	株主	優先出資社員
第二百三十条ノ八第三項	株主	優先出資社員
第二百三十条ノ八第三項	第二百二十四条ノ三第一項	資産の流動化に関する法律第四十四条第二
において準用する第二百		項ニ於テ準用スル第二百二十四条ノ三第一
四十一条ノ六第一項		項

3

法第四十八条の五の規定において単位未満優先出資について商法第二百三十条ノ八ノ二及び第二百三十条ノ九前段の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替は、次の表のとおりとする。

	株式	優先出資
第二百三十条ノ八第三項 において準用する第二百 四十一条ノ六第二項	総会 第二百二十四条ノ三第一項	社員総会 資産の流動化に関する法律第四十四条第二 項ニ於テ準用スル第二百二十四条ノ三第一 項
読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百三十条ノ八ノ二第 一項	端株券	単位未満優先出資証券
第二百三十条ノ八ノ二第 二項	端株主	単位未満優先出資社員

第七条 法第四十九条の規定において優先出資について商法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第二百十五條第一項	読み替える商法の規定		読み替えられる字句	読み替える字句
	株券及端株券	株主及株主名簿	優先出資証券及単位未満優先出資証券	優先出資社員及優先出資社員名簿
第二百十五條第三項及び第四項	株券		株券	優先出資証券
	旧株券又八旧端株券	旧株券又八旧端株券	旧優先出資証券又八旧単位未満優先出資証券	旧優先出資証券又八旧単位未満優先出資証券
第二百十六條第一項	新株券又八新端株券		新株券又八新端株券	新優先出資証券又八新単位未満優先出資証券
	株主	株主	優先出資社員	優先出資社員
第二百十七條第一項	一株		一株	優先出資一口
	株主	株主	優先出資社員	優先出資社員

2

法第四十九条の規定において優先出資の発行の無効の訴えについて商法第二百八十条ノ十七の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第二百八十条ノ十七第二	読み替える商法の規定	株券及端株券	読み替えられる字句	優先出資証券及単位未満優先出資証券	読み替える字句				
第二百十七條第四項	第二百十七條第三項	端株主	端株二	端株ノ	第二百十五條第一項	端株券	株券又八端株券	端株ノ	端株原簿
単位未満優先出資社員	単位未満優先出資二	単位未満優先出資ノ	テ準用スル第二百十五條第一項	資産の流動化に関する法律第四十九条ニ於	単位未満優先出資証券	優先出資証券又八単位未満優先出資証券	単位未満優先出資ノ	単位未満優先出資原簿	

項

(資産流動化計画違反の社員総会決議取消しの訴えについて準用する商法の規定の読替え)

第八条 法第六十一条の二第二項の規定において同条第一項の訴えについて商法第二百四十七条第二項において準用する同法第九十九条第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定 第二百四十七条第二項に おいて準用する第九九条 第一項	読み替えられる字句 合併ヲ無効トスル判決	読み替える字句 決議ヲ取消ス判決
---	-------------------------	---------------------

(会計監査人の監査を受けることを要しない特定社債の発行総額と特定目的借入れの総額との合計額)

第九条 法第八十五条第二項に規定する政令で定める額は、二百億円とする。

(特定社債申込証に記載する特定資産の価格を調査する者)

第十条 法第一百十条第二項第十四号に規定する特定目的会社以外の者であつて政令で定めるものは、次に掲

げる者とする。

一 第四条各号に掲げる者

二 特定社債に係る法第百九条に規定する特定社債管理会社

三 担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第一条に規定する信託会社（特定社債に物上担保が付される場合に限る。）

（特定社債の払込みを取り扱う銀行又は信託会社について準用する商法の規定の読替え）

第十一条 法第百十条第六項の規定において特定社債の払込みを取り扱う銀行又は信託会社について法第三

十八条第三項及び第三十九条第三項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、

次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十八条第三項	優先出資申込証	特定社債申込証
第三十九条第三項	前項 優先出資申込証	特定社債 特定社債申込証

(特定社債に関する法令の適用)

第十二条 法第百十三条第二項に規定する政令で定める法令は、担保附社債信託法（同法第四条第二項、第三十二条、第三十四条及び第八十二条第三項を除く。）、信託法（大正十一年法律第六十二号）及び有価証券の信託財産表示及び信託財産に属する金銭の管理に関する件（大正十一年勅令第五百十九号）並びに社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）及び社債等登録法施行令（昭和十七年勅令第四百九号）とし、特定社債に係るこれらの法令の規定の適用については、特定目的会社、社員、特定社債権者、特定社債券、特定社債申込証、特定社債管理会社、特定社債原簿又は特定社債権者集会は、それぞれ商法第二編第四章に規定する株式会社、株主、社債権者、社債券、社債申込証、社債管理会社、社債原簿又は社債権者集会とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる法令の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

読み替える法令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
担保附社債信託法（以下この表において「担保法	商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百九十七条	資産の流動化に関する法律第百九条

<p>「という。」(第二条第二項</p>	<p>担信法第四条第一項</p>		<p>左ニ掲クルモノ</p>		<p>左ニ掲グルモノ(第十四号ニ掲グルモノヲ除ク)</p>
<p>担信法第十九条</p>	<p>左ノ事項</p>	<p>左ノ事項(第十号ニ掲グル事項ヲ除ク)</p>	<p>担信法第二十二條第一項</p>	<p>商法第三百一條第二項及第三項、第三百四十一條ノ三並ニ第三百四十一條ノ十二ニ掲ゲタルモノ</p>	<p>資産の流動化に関する法律第一百十條第二項、同法第百十三條の三ニ於テ準用スル商法第三百四十一條ノ三(第五号ヲ除ク)及資産の流動化に関する法律第百十三條の五ニ於テ讀替テ準用スル商法第三百四十一條ノ十二(第三号ヲ除ク)ニ掲ゲタルモノ</p>
<p>担信法第二十二條第二項</p>	<p>商法第三百一條第二項第三号乃至第八号、第十号及第十五</p>	<p>第五号乃至第八号、第十号乃至第十二号及</p>		<p>商法第三百一條第二項第三号</p>	<p>資産の流動化に関する法律第一百十條第二項</p>

	<p>号、第三百四十一条ノ三並ニ 第三百四十一条ノ十二</p>			<p>第十五号、同法第百十三条の三ニ於テ準用 スル商法第三百四十一条ノ三（第五号ヲ除 ク）及資産の流動化に関する法律第百十三 条の五ニ於テ読替テ準用スル商法第三百四 十一条ノ十二（第三号ヲ除ク）</p>
<p>担信法第三十四条</p>	<p>轉換社債 新株引受権附社債</p>	<p>轉換特定社債 新優先出資引受権附特定社債</p>	<p>商法第三百四十一条ノ四</p>	<p>資産の流動化に関する法律第百十三条ノ三 ニ於テ準用スル商法第三百四十一条ノ四</p>
<p>担信法第三十五条</p>	<p>商法第三百四十一条ノ十五</p>	<p>資産の流動化に関する法律第百十三条ノ五 ニ於テ準用スル商法第三百四十一条ノ十五</p>	<p>商法第三百六条第二項、第三 百四十一条ノ三及第三百四十</p>	<p>資産の流動化に関する法律第百十三条第一 項ニ於テ読替テ準用スル商法第三百六条第</p>

	<p>担信法第四十条第一項</p>
<p>一条ノ十二二掲ゲタルモノ</p>	<p>商法第三百十七條、第三百四十一条ノ三及第三百四十一条ノ十二二掲ケタルモノ</p>
<p>二項、資産の流動化に関する法律第百十三 条の三二於テ準用スル商法第三百四十一条 ノ三（第五号ヲ除ク）及資産の流動化に関 する法律第百十三条の五二於テ読替テ準用 スル商法第三百四十一条ノ十二（第三号ヲ 除ク）二掲ゲタルモノ</p>	<p>資産の流動化に関する法律第百十三条第一 項二於テ読替テ準用スル商法第三百十七條 、資産の流動化に関する法律第百十三条の 三二於テ準用スル商法第三百四十一条ノ三 （第五号ヲ除ク）及資産の流動化に関する 法律第百十三条の五二於テ読替テ準用スル 商法第三百四十一条ノ十二（第三号ヲ除ク</p>

		<p>）二掲ゲタルモノ 、資産の流動化に関する法律及同法ニ於テ 準用スル商法</p>
<p>担信法第五十八条</p>	<p>及商法</p>	
<p>担信法第五十九条第二項</p>	<p>商法第三百二十条第三項及第六項（同法第三百二十一条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）並ニ第三百二十二条第一項及第二項</p>	<p>資産の流動化に関する法律第百十三条第一項ニ於テ準用スル商法第三百二十条第三項及第六項（資産の流動化に関する法律第百十三条第一項ニ於テ準用スル商法第三百二十一条第三項及第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）並ニ第三百二十二条第一項及第二項</p>
<p>担信法第六十条</p>	<p>商法第三百二十四条</p>	<p>資産の流動化に関する法律第百十三条第一項ニ於テ準用スル商法第三百二十四条</p>
<p>担信法第六十一条第三項</p>	<p>商法第三百三十九条第二項及第四項</p>	<p>資産の流動化に関する法律第百十三条第一項ニ於テ準用スル商法第三百三十九条第二</p>

		<p>項及第四項</p>
<p>担信法第六十三条</p>	<p>商法第三百三十条第一項</p>	<p>資産の流動化に関する法律第百十三条第一項 項ニ於テ準用スル商法第三百三十条第一項</p>
<p>担信法第六十五条</p>	<p>商法第三百三十条第一項本文</p>	<p>資産の流動化に関する法律第百十三条第一項 項ニ於テ準用スル商法第三百三十条第一項 本文</p>
<p>担信法第八十二条第二項</p>	<p>商法第三百九条第二項</p>	<p>資産の流動化に関する法律第百十一条第二項</p>
<p>担信法第八十三条第一項</p>	<p>付与セラレタル執行力アル正本ニ基キ担保物ニ付強制執行ヲ為シ担保権ノ実行トシテノ競売ノ申立ヲ為シ又ハ企業担保権ノ実行ノ申立ヲ為スコト</p>	<p>担保権ノ実行トシテノ競売ノ申立ヲ為スコトヲ得</p>

	担信法第八十九条第二項	担信法第九十一条第一項 及び第九十二条第一項	担信法第九十一条第三項 及び第九十二条第三項	社債等登録法施行令第三 十六条第一項第四号	社債等登録法施行令第六
ヲ得	商法第三百九条ノ四	商法第三百三十六条第一項	商法第三百三十六条第二項	新株ノ引受権 新株引受権附社債	商法（明治三十二年法律第四
	資産の流動化に関する法律第一百一十一条第七 項ニ於テ読替テ準用スル商法第三百九条ノ 四	資産の流動化に関する法律第一百三十一条 第一項ニ於テ準用スル商法第三百三十六条第一 項	資産の流動化に関する法律第一百三十一条 第一項ニ於テ準用スル商法第三百三十六条第二 項	新優先出資ノ引受権 新優先出資引受権附特定社債	資産の流動化に関する法律第一百三十一条第一

十一條	十八号) 第三百二十條第五項 及第三百二十一條第二項	項ニ於テ準用スル商法第三百二十條第五項 及第三百二十一條第二項
-----	-------------------------------	------------------------------------

(特に有利な轉換の条件を付した轉換特定社債の發行に係る社員總會の決議について準用する商法の規定の讀替え)

第十三條 法第百十三條の二第三項の規定において同條第二項の決議について商法第二百八十條ノ二第三項及び第三百四十一條ノ二第四項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的讀替えは、次の表のとおりとする。

讀み替える商法の規定	讀み替えられる字句	讀み替える字句
第二百八十條ノ二第三項	前項	資産の流動化に関する法律第百十三條の二第二項
第三百四十一條ノ二第四項	轉換社債	轉換特定社債

(轉換特定社債について準用する商法の規定の讀替え)

第十四条 法第百十三条の三の規定において転換特定社債について商法の規定を準用する場合における同法の規定（当該規定において準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百四十一条ノ二ノ二	株式	優先出資
第三百四十一条ノ三第一	社債申込証	特定社債申込証
項	社債原簿	特定社債原簿
	株式	優先出資
第三百四十一条ノ四第一	第三百三条	資産の流動化に関する法律第百十三条ニ於テ準用スル第三百三条
項		
第三百四十一条ノ四第三	第六十四条第一項	資産の流動化に関する法律第百十三条の三ニ於テ準用スル第三百四十一条ノ四第二項
項において準用する第六		
十七条		
第三百四十一条ノ六第一	第二百二十四条ノ三第一項	資産の流動化に関する法律第四十四条第二

第三百四十一条ノ七第二項において準用する第二百二十二条ノ三	株式	優先出資
第三百四十一条ノ七第二項において準用する第二百二十二条ノ七	株式	転換特定社債

(新優先出資引受権付特定社債等について準用する商法の規定の読替え)

第十五条 法第百十三条の五の規定において新優先出資引受権付特定社債について商法の規定を準用する場合における同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定 第三百四十一条ノ九第一項	読み替えられる字句 新株ノ	読み替える字句 新優先出資ノ
----------------------------	------------------	-------------------

<p>第三百四十一条ノ十二（ 第三号を除く。）</p>	<p>社債申込証</p>	<p>特定社債申込証</p>
<p>第三百四十一条ノ十五第 一項第二号</p>	<p>社債原簿</p>	<p>特定社債原簿</p>
<p>第三百四十一条ノ十五第 二項において準用する第 三百四十一条ノ四第一項</p>	<p>次条第一項</p>	<p>資産の流動化に関する法律第百十三条の五 二於テ準用スル第三百四十一条ノ十三第一 項</p>
<p>第三百四十一条ノ十五第 一項第二号</p>	<p>新株引受権証券</p>	<p>新優先出資引受権証券</p>
<p>第三百四十一条ノ十六</p>	<p>新株ノ 株式</p>	<p>資産の流動化に関する法律第百十三条の五 二於テ準用スル第三百四十一条ノ十六 新優先出資ノ 優先出資</p>
<p>第三百三条</p>	<p>第三百二条</p>	<p>資産の流動化に関する法律第百十三条第一 項二於テ準用スル第三百二条</p>

<p>第三百四十一条ノ十五第 二項において準用する第 三百四十一条ノ四第三項 において準用する第六十 七条</p>	<p>第六十四条第一項ニ掲グル事 項</p>	<p>資産の流動化に関する法律第百十三条の五 ニ於テ準用スル第三百四十一条ノ十五第一 項ニ掲グル事項</p>
---	----------------------------	--

2 法第百十三条の五の規定において新優先出資引受権の行使について商法の規定を準用する場合における同法の規定（当該規定において準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

<p>読み替える商法の規定 第三百四十一条ノ六第一 項</p>	<p>読み替えられる字句 第二百二十四条ノ三第一項</p>	<p>読み替える字句 資産の流動化に関する法律第四十四条第二 項ニ於テ準用スル第二百二十四条ノ三第一 項</p>
<p>株式</p>	<p>優先出資</p>	

百七十五条第一項		
第三百四十一条ノ十七	前条第一項	資産の流動化に関する法律第一百三十五条の五 二於テ準用スル第三百四十一条ノ十六第一項
株主		優先出資社員

3 法第一百三十五条の五の規定において新優先出資引受権証券について商法第三百四十一条ノ十四の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百四十一条ノ十四第一項	新株ノ	新優先出資ノ

(反対優先出資社員の優先出資買取請求に対する支払について準用する商法の規定の読替え)

第十六条 法第一百八条の四第四項の規定において同条第三項の場合について商法第二百四十五条ノ四の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

--	--	--

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百四十五条ノ四	前条第三項	資産の流動化に関する法律第百十八条の四 第四項ニ於テ準用スル第二百四十五条ノ三 第三項

(特定社債権者集会の承認の決議について準用する法の規定の読替え)

第十七条 法第百十八条の五第六項の規定において同条第一項の規定による特定社債権者集会の承認の決議について法第六十条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六十条第一項	優先出資社員 社員総会	特定社債権者 特定社債権者集会
第六十条第三項	優先出資社員	特定社債権者

(優先資本の減少を行う社員総会の決議について準用する法及び商法の規定の読替え)

第十八条 法第百十八条の八第二項の規定において同条第一項の規定による優先資本の減少について法第三十八條の二第三項及び第四項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十八條の二第三項及び第四項	第一項	第百十八條の八第一項

2 法第百十八條の八第二項の規定において同条第一項の規定による優先資本の減少について商法第三百七十六條の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百七十六條第三項	社債権者ガ	特定社債権者ガ
	社債権者集会	特定社債権者集会
	社債権者ノ	特定社債権者ノ

(優先資本の減少について準用する商法の規定の読替え)

第十九条 法第百十八条の十の規定において法第百十八条の八及び第百十八条の九の規定による優先資本の減少を行う場合の優先出資の併合について商法第三百七十七條の規定を準用する場合における当該規定（当該規定において準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百七十七條第一項において準用する第二百十條第二項	株式ノ数 株券	優先出資ノ口数 優先出資証券
第三百七十七條第一項において準用する第二百十五條第一項	株券及端株券 前条第二項	優先出資証券及単位未滿優先出資証券 資産の流動化に関する法律第百十八条の十 ニ於テ準用スル第三百七十七條第一項ニ於テ準用スル第二百十四條第二項
第三百七十七條第一項に	株主及株主名簿 前条第二項	優先出資社員及優先出資社員名簿 資産の流動化に関する法律第百十八条の十

<p>おいて準用する第二百十五 五条第三項</p>		<p>おいて準用する第二百十 六条第一項</p>		<p>第三百七十七條第一項に おいて準用する第二百十 五条第四項</p>		<p>第三百七十七條第一項に おいて準用する第二百十 六条第一項</p>	
<p>株式ノ数</p>		<p>株券</p>		<p>株券</p>		<p>株式ヲ</p>	
<p>二於テ準用スル第三百七十七條第一項ニ於 テ準用スル第二百十四條第二項</p>		<p>優先出資ノ口数</p>		<p>優先出資証券</p>		<p>優先出資ヲ</p>	
<p>旧株券又ハ旧端株券</p>		<p>新株券又ハ新端株券</p>		<p>旧優先出資証券又ハ旧單位未滿優先出資証 券</p>		<p>新優先出資証券又ハ新單位未滿優先出資証 券</p>	
<p>一株</p>		<p>一口</p>		<p>一株</p>		<p>一口</p>	

<p>七条第一項</p>	<p>株主 端株原簿 端株ノ</p>	<p>優先出資社員 単位未満優先出資原簿 単位未満優先出資ノ</p>
<p>第三百七十七条第一項に おいて準用する第二百十 七条第二項</p>	<p>株式</p>	<p>優先出資</p>
<p>第三百七十七条第一項に おいて準用する第二百十 七条第三項</p>	<p>株券又八端株券</p>	<p>優先出資証券又八単位未満優先出資証券</p>
<p>第三百七十七条第一項に おいて準用する第二百十 七条第四項</p>	<p>端株券 第二百十五条第一項</p>	<p>単位未満優先出資証券 資産の流動化に関する法律第百十八条の十 ニ於テ準用スル第三百七十七条第一項ニ於 テ準用スル第二百十五条第一項</p>

	端株主	端株ノ
	端株二	端株ノ
	株式	優先出資
	端株主	単位未満優先出資社員

2 法第百十八条の十の規定において法第百十八条の八及び第百十八条の九の規定による優先資本の減少の無効の訴えについて商法第百三十条の規定を準用する場合における当該規定（当該規定において準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読替は、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百八十条第三項において準用する第百九条第一項	合併ヲ無効トスル判決	優先資本ノ減少ヲ無効トスル判決
第三百八十条第三項において準用する第百三十七	設立ヲ無効トスル判決	優先資本ノ減少ヲ無効トスル判決

条

(特定目的会社の清算人について準用する商法の規定の読替え)

第二十条 法第三百三十条第一項の規定において特定目的会社の清算人について商法の規定を準用する場合には、
おける同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百三十七条ノ三	総会	社員総会
	株主	社員
第二百三十八条	総会	社員総会
第二百四十四条第三項	第一項	資産の流動化に関する法律第六十二条ニ於テ準用スル第一項
第二百四十四条第四項	前項二掲グル書類二、同条第四項ノ規定ハ子会社ノ前項二	前項二掲グル書類

	<p>第二百四十四条第四項に おいて準用する第二百六 十三条第二項</p>	<p>第二百四十七条第一項</p> <p>第二百四十七条第五項に おいて準用する第九九条 第一項</p>	<p>第二百四十九条第一項</p>	<p>第二百五十四条ノ三</p>
<p>掲ぐる書類（子会社ガ有限会 社ナルトキハ有限会社法第四 十一条ニ於テ準用スル同項ニ 掲ぐる書類）</p>	<p>株主</p>	<p>總會</p> <p>合併ヲ無効トスル判決</p>	<p>株主</p>	<p>總會</p>
	<p>社員</p>	<p>社員總會</p> <p>決議ヲ取消ス判決</p>	<p>社員</p>	<p>社員總會</p>

第二百七十五条	株主総会	社員総会
第二百七十五条ノ四	第二百六十七条第一項	資産の流動化に関する法律第七十五条第一項

(特定目的会社の特別清算について準用する商法の規定の読替え)

第二十一条 法第三百三十一条第二項の規定において特定目的会社の特別清算について商法の規定を準用する場合における同法の規定(当該規定において準用する同法の規定を含む。)に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商法の規定 第四百三十二条	読み替えられる字句 前条第一項	読み替える字句 資産の流動化に関する法律第三百三十一条第一項
第四百三十三条において準用する第三百八十三条	破産手続及企業担保権ノ実行手続	破産手続
第一項		

<p>第四百三十三條において 準用する第三百八十三條 第二項前段</p>	<p>、仮処分若八企業担保権ノ実 行</p>	<p>若八仮処分</p>
<p>第四百三十三條において 準用する第三百八十三條 第二項後段</p>	<p>、仮処分及企業担保権ノ実行 手續</p>	<p>及仮処分</p>
<p>第四百四十二條第二項に おいて準用する第二百三 十二條第一項</p>	<p>各株主</p>	<p>資産の流動化に関する法律第三百三十一條第 二項ニ於テ準用スル第四百三十九條第四項 ノ各債権者</p>
<p>第四百五十六條第一項に おいて準用する第三百九 十九條</p>	<p>第三百八十一條第一項ニ掲グ ル者</p>	<p>資産の流動化に関する法律第三百三十一條第 一項ニ掲グル者</p>

(特定目的会社について準用する非訟事件手続法の規定の読替え)

第二十二條 法第四百十條の規定において特定目的会社について非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）の規定を準用する場合における同法の規定（当該規定において準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定	読み替える非訟事件手続	読み替えられる字句
第二百二十六条第一項	読み替えられる字句	読み替える字句

第二項、第二百五十八條第二項、第二百六十三條第四項、第二百八十條ノ八第三項、第二百八十條ノ十八第二項及ビ第二百八十二條第三項、其準用規定、同法第一百五十三條第二項、第七十三條第一項、第八十一條第一項、第二百三十七條ノ二、第二百六十條ノ四第四項、第二百八十條ノ八第一項、第二百九十一條第二項、第二百九十三條ノ八第一項及ビ第二百九十四條、有	法第七十八條ノ規定、資産流動化法第二十九條第六項（同條第七項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ於テ準用スル商法第二百四條ノ四第一項ノ規定、資産流動化法第四十八條ノ五ニ於テ準用スル商法第二百三十條ノ八ノ二ニ於テ準用スル同法第二百四條ノ四第一項ノ規定、資産流動化法第四十九條ニ於テ準用スル商法第二百十七條第二項ノ規定、資産流動化法第一百十八條第二項ノ規定、資産流動化法第五十四條第四項（資産流動化法第三百三十條第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ於テ準用スル商法第二百三十七條第二項ノ規定、資産流動化法第一百
--	--

限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第八条第一項但書、第十二条ノ二第一項、第二十八条ノ二第一項、第四十四条ノ三第一項、第四十五条及ビ第五十二条ノ三第一項並ニ株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）第三十二条第七項

八条の四第四項ニ於テ準用スル商法第二百四十五条ノ三第三項ノ規定、資産流動化法第六十一条第二項ノ規定、資産流動化法七十八条及ビ第八十四条第一項ニ於テ準用スル商法第二百五十八条第二項ノ規定、資産流動化法第百十六条第三項ニ於テ準用スル有限会社法第五十二条ノ三第二項ニ於テ準用スル商法第二百八十条ノ八第三項ノ規定、資産流動化法第四十九条ニ於テ準用スル商法第二百八十条ノ十八第二項及ビ資産流動化法第百十六条第三項ニ於テ準用スル有限会社法第五十六条第三項ニ於テ準用スル商法第二百八十条ノ十八第二項ノ規定、

<p>会社（親会社（商法第二百十 一条ノ二第一項（有限会社法 第二十四条第一項ニ於テ準用 スル場合ヲ含ム以下本項ニ於</p>	
<p>会社</p>	<p>資産流動化法第二十二條第一項ノ規定、資 産流動化法第五十五條第一項並ニ同條第二 項ニ於テ準用スル商法第二百三十七條ノ二 第二項及ビ第三項ノ規定、資産流動化法第 百五條第一項並ニ同條第二項ニ於テ準用ス ル商法第二百三十七條ノ二第二項及ビ第三 項ノ規定並ニ資産流動化法第一百十六條第三 項ニ於テ準用スル有限会社法第五十二條ノ 三第一項ノ規定</p>

<p>第二百二十九条ノ二</p>	<p>第二百二十九条第一項</p>	
<p>商法第二百九十四条第一項</p>	<p>商法第七十三条第四項又八 第二百八十条ノ八第三項</p>	<p>テ之ニ同ジ）ニ規定スル親会社ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ノ株主又ハ社員ガ子会社（商法第二百十一条ノ二第一項ニ規定スル子会社ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ノ書類ニ付キ申請ヲ為シタルトキハ子会社）</p>
<p>資産流動化法第一百五十五条第一項</p>	<p>資産流動化法第二十二條第二項ニ於テ準用スル商法第七十三條第四項又ハ資産流動化法第一百十六條第三項ニ於テ準用スル有限会社法第五十二條ノ三第二項ニ於テ準用スル商法第二百八十条ノ八第三項</p>	

<p>第二百二十九条ノ三</p>	<p>商法第七十三條第一項、第百八十一條第一項、第二百三十七條ノ二第一項、第二百四十六條第二項、第二百八十八條第一項又八第二百九十四條第一項</p>	<p>資産流動化法第二十二條第一項、第五十五條第一項、第六十一條第二項若八第一百五條第一項又八資産流動化法第一百十六條第三項ニ於テ準用スル有限会社法第五十二條ノ三第一項</p>
<p>第二百三十条</p>	<p>商法第二百三十七條ノ二又八第二百九十四條</p> <p>株主總會</p>	<p>資産流動化法第五十五條又八第一百五條</p> <p>社員總會</p>
<p>第三百三十一條第一項</p>	<p>商法第五百十三條第二項ノ規定ニ依リ検査ノ許可ヲ申請スル場合ニ於テハ検査ヲ要スル事由、同法第二百三十七條第</p>	<p>資産流動化法第五十四條第四項（資産流動化法第三百三十條第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ於テ準用スル商法第二百三十七條第二項</p>

	<p>二項</p> <p>総会</p> <p>取締役</p> <p>商法第七十八條（同法第二百八十条ノ十四第一項及ビ第三百四十一条ノ十六第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）</p>	<p>社員総会</p> <p>取締役又ハ清算人</p> <p>資産流動化法第三十九條第四項及ビ第一百条第六項ニ於テ準用スル商法第七十八條</p>
<p>第三百二十二條ノ三</p>	<p>商法第二百十七條第二項（同条第四項、同法第二百二十条、第三百六十二条第一項、第三百七十一条第一項、第三百七十七條第一項及ビ第四百十六條第三項ニ於テ準用スル場</p>	<p>資産流動化法第四十九條ニ於テ準用スル商法第二百十七條第二項ノ規定及ビ資産流動化法第一百八條第二項</p>

	合ヲ含ム)	
第三百二十二条ノ四第一項	商法第二百五十八条第二項（同法第二百六十一条第三項及ビ第二百八十条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）	資産流動化法第七十八条及ビ第八十四条第一項ニ於テ準用スル商法第二百五十八条第二項
第三百二十二条ノ五第一項	商法第七十条ノ二第一項但書（同法第四百七十七条及ビ第二百七十一条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）	資産流動化法第七十八条ニ於テ準用スル商法第七十条ノ二第一項但書又ハ資産流動化法第三百十条第一項ニ於テ準用スル商法第二百七十一条ニ於テ準用スル同法第七十条ノ二第一項但書
第三百二十二条ノ五第二項	業務代行者又ハ職務代行者	職務代行者
第三百二十二条ノ六第一項	業務代行者又ハ職務代行者 商法第二百四十五条ノ三第三	職務代行者 資産流動化法第一百八条の四第四項ニ於テ

<p>第三百二十二条ノ六第二項</p>		<p>株主</p>	<p>項（同法第三百四十九条第二項、第三百五十五条第二項（同法第三百七十一条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第三百五十八条第七項、第四百八条ノ三第二項及ビ第四百十三条ノ三第七項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）</p>	<p>優先出資社員</p>	<p>準用スル商法第二百四十五条ノ三第三項</p>
<p>第三百二十二条ノ七第一項</p>	<p>商法第二百四条ノ四第一項又 八其準用規定</p>	<p>資産流動化法第二十九条第六項（同条第七項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ於テ準用</p>	<p>同法第二百四十五条ノ三第三項</p>	<p>同項</p>	

<p>第三百三十四条第一項、第三百三十四条ノ三、第三百三</p>	<p>第三百三十三条ノ三第一項</p>		<p>第三百三十三条ノ二第一項</p>	
<p>商法</p>	<p>総株主</p>	<p>新株発行</p>	<p>商法第二百八十条ノ十八第二項</p>	<p>株主又ハ株式ヲ取得シタル者及ビ取締役会ガ譲渡ノ相手方又ハ其株式ヲ買受クベキ者</p>
<p>ル商法</p>	<p>総社員</p>	<p>優先出資ノ発行又ハ特定資本ノ増加</p>	<p>資産流動化法第四十九条ニ於テ準用スル商法第二百八十条ノ十八第二項又ハ資産流動化法第一百六条第三項ニ於テ準用スル有限会社法第五十六条第三項ニ於テ準用スル商法第二百八十条ノ十八第二項</p>	<p>スル商法第二百四条ノ四第一項 特定社員又ハ特定持分ヲ取得シタル者及ビ社員總會ガ譲渡ノ相手方又ハ其特定持分ヲ買受クベキ者</p>